

競争法違反に対する制裁：フランスの状況（骨子）

2005年11月18日

今井猛嘉

はじめに

競争法 関連基本法令

- ・ 商法典（Code du commerce）第4編（L410-1 から L470-8 まで）
- ・ 「新たな経済規制に関する2001年5月15日の法律（NRE）」  
（La loi n° 2001 - 420 du 15mai 2001,relative aux nouvelles régulations économiques）
- ・ 刑法典 313 - 6 条

競争法の執行 関係主要機関

- ・ 経済大臣
- ・ 競争評議会（le Conseil de la concurrence）
- ・ 司法機関（予審裁判所、判決裁判所、検察官）

刑事法の基本原則

(1) 犯罪の分類

- ・ 重罪(crime)
- ・ 軽罪(délit)
- ・ 違警罪(contravention)

(2) 刑事訴追の特徴

- ・ 予審裁判所（予審判事）
- ・ 公訴権の発動を義務づける告訴（plainte avec constitution de partie civile）= 私訴

(3) 法人処罰

- ・ 刑法典で一般的に法人処罰を肯定（要件提示）
- ・ 同一視理論の影響
- ・ 現状

## 競争法違反に関する制度とその運用状況等

- (1) 競争評議会による対応
  - (1-1) 審査の開始
  - (1-2) 審査方法
  - (1-3) 反競争的行為に対する保全措置
  - (1-4) 審査後の対応
  - (1-5) 競争評議会の処分に係る不服申立
  
- (2) 競争評議会による金銭的制裁 (une sanction pecuniaire) の賦課
  - ( ) 基本的な算定方法
  - ( ) リニエンシー・プログラム
  
- (3) 関連する犯罪
  - (3-1) L420-6 の罪
    - (3-1-1) 有形的要素 (élément matériel)
    - (3-1-2) 無形的要素 (élément moral)
  - (3-2) 再販売価格維持行為の処罰
  - (3-3) 法人処罰
  - (3-4) 談合罪 (刑法 313 - 6 条)
  
- (4) 競争評議会と検事局・裁判所との連携 犯罪捜査に関連する局面
  - ( ) 裁判所が判断をするに際して、競争評議会の判断を仰ぐ場合 (事件の諮問)
  - ( ) 競争評議会が、犯罪ありと思料して、事案を検事局に送付する場合
  - ( ) 競争評議会から予審又は判決裁判所に対して、調書等の送付を求める場合
  
- (5) 小括 個別の問題状況について
  - ( ) 違反に比例した制裁
  - ( ) いわゆる「二重処罰」に関する問題状況